

9月から

戸籍事務の

電算化スタート

迅速な証明書交付など行政サービスの向上へ

戸籍の変更点	
変更前	変更後
名称 戸籍謄本(全部) 戸籍抄本(一部)	全部事項証明書 個人事項証明書
様式 B4判横長	A4判縦長
書式 文章体、縦書き	項目別、横書き
用紙 白色紙	偽造防止用紙
公印 朱肉印	黒色電子公印

■電算化による変更点

名称の変更は左の表のとおりで、様式は下の写真のように縦書きから横書きになります。

また、氏名の文字も一般的なものになります。戸籍の氏名文字は、常用漢字、人名漢字、漢和辞典に載っている漢字など(正字など)で記載することになり、皆さんの戸籍をコンピューターに登録する際に、誤字や書きぐせなどで記載されている文字については、使用できない正字で記載します。

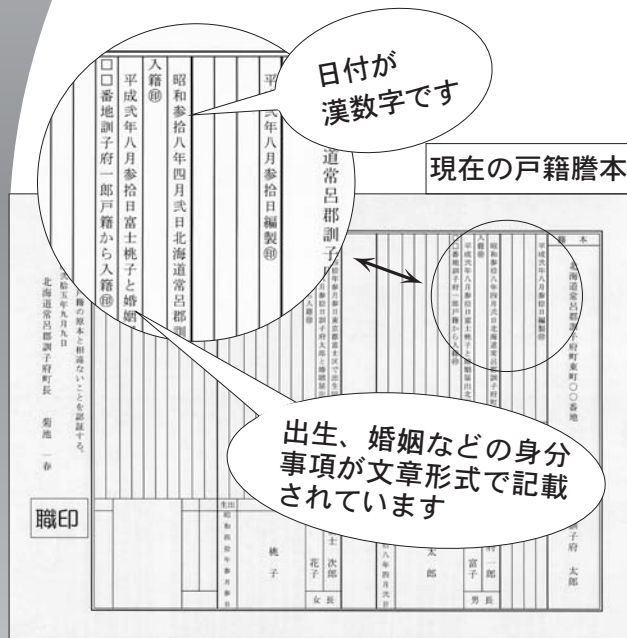
これに伴い、住民票の氏名も戸籍と同じ文字を使用します。

この変更は、表記上の取り扱いであり、これによって氏名が変更されるものではありませんので、運転免許証の修正や印鑑登録などの変更手続きをする必要はありません。

該当される方には、8月ごろに通知しますので、ご確認ください。

変更となる漢字の例

真 → 眞
濱 → 濱



電算化後の戸籍謄本	
本籍 北海道常呂郡訓子府町東町〇〇番地	訓子府 太郎
戸籍事項 戸籍編製 【公刊日】 平成25年9月7日 【公刊事由】 平成24年法律第51号附則第2条第1項による改製	
戸籍に記載されている者	太郎 【生年月日】 昭和38年4月2日 【父】 訓子府一郎 【母】 訓子府花子 【性別】 長男
身分事項 出生	【出生日】 昭和38年4月2日 【出生地】 北海道常呂郡訓子府町 【届出日】 昭和38年4月8日 【届出人】 父
婚姻	【婚姻日】 平成25年8月30日 【配偶者氏名】 富士花子 【配偶者住所】 北海道常呂郡訓子府町東町〇〇番地 訓子府一郎
戸籍に記載されている者	桃子 【生年月日】 昭和40年3月3日 【父】 富士花子 【母】 富士花子 【性別】 長女
身分事項 出生	【出生日】 昭和40年3月3日 【出生地】 東京都富士区 【届出日】 昭和40年3月10日 【届出人】 父

算用数字に変わります

身分事項が見出しのように表示され、内容の日付や氏名は箇条書きで記載されます

※電算化開始時期が近づきましたら、広報などで再度ご紹介します。

■戸籍届出書の提出および証明書の交付

町では、短時間での証明書交付など行政サービスの向上を図り、また、戸籍簿や除籍簿の劣化や汚れの防止、事務処理の正確性確保、個人情報保護の強化を図るため、電算化に踏み切りました。

戸籍届出書の提出は、これまでと変わりなく役場町民課窓口で受け付け、受理します。

証明書は、役場町民課窓口や郵送で取得できます。手数料などは現行と変更はありません。

- 戸籍(1通) 450円
- 除籍(1通) 750円
- 改製原戸籍(1通) 750円
- 戸籍の附票(1通) 300円

本町の戸籍事務処理システム、いわゆる「戸籍電算化」が9月にスタートします。戸籍交付に要する時間の短縮など行政サービスの向上とともに、個人情報保護の強化を図るシステムです。戸籍の電算化を含め、今後とも行政サービスの向上に努めていきますので、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

■戸籍の電算化とは

「戸籍」とは、生まれてから死亡するまでの身分関係を証明するもので、明治5年に戸籍制度がスタートしてから現在まで100年以上続いています。

現在の戸籍は、和紙を使い、手書きやタイプライターで作成し、婚姻届や出生届などの戸籍届け出から戸籍記載完了さらに証明書の発行に多くの時間を要しています。

平成6年の戸籍法の一部改正で戸籍や関連の事務がコンピューターで管理(電算化)できるようになり、全国では92%の自治体が戸籍電算化を実施、道内では114自治体(61%)が実施しています。

本町では、これまで電算化を検討してきましたが、9月7日(交付事務などは9月9日から)スタートすることとなりました。

電算化の対象は、訓子府町に本籍がある方です。本町に住民登録があっても、本籍が町外にある方は対象になりません。

個人情報保護の強化も図ります



■問合せ 町民課戸籍年金係(☎47-2203 役場1階窓口1番)